

令和 4 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 4 年 2 月 1 5 日

令和 4 年 2 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
2月15日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (承認第1号～第3号) (議案第1号)	

提出議案等

(令和4年2月15日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「(専第12号) 令和3年度西原村一般会計補正予算(第6号) について」
- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第13号) 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和3年度西原村一般会計補正予算(第7号) について」
- 議案第 1号 物品購入契約の締結について

目 次

第1号（2月15日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第1号）	5
日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について 「（専第12号）令和3年度西原村 一般会計補正予算（第6号）につい て」	7
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第13号）西原村国民健康保 険条例の一部を改正する条例の制定 について」	9
日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）令和3年度西原村一 般会計補正予算（第7号）について」	12
日程第 7 議案第 1号 物品購入契約の締結について	13
閉 会	17
署 名	19

第 1 号 (2月15日)

令和4年第1回西原村議会臨時会会議録

令和4年2月15日、令和4年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和4年2月15日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～議案第1号）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第12号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第13号）西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」
- 日程第 7 議案第 1号 物品購入契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、小城保弘君、4番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和4年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、専決処分の承認、物品購入契約の締結についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第12号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,988万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億9,995万6,000円とするものでございます。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策において、児童を養育している一定の収入以下の世帯を対象とし、0歳から高校3年生までの子どもに対して1人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。政府においては、まず1人当たり5万円分を先行して令和3年内に現金での給付を行った上で、クーポンによる追加の5万円相当を給付する方針でありましたが、令和3年12月13日の衆議院予算委員会における本給付に関する政府答弁において、地方の実情に応じ、令和3年内の先行分及びクー

ポン分を合わせた10万円の現金給付も選択可能とされたことにより、本村においても令和3年内の現金10万円一括給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第13号)西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正し、令和4年1月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月24日付で専決処分させていただきました。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)令和3年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,140万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億9,136万5,000円とするものでございます。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策において、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう1世帯当たり10万円の現金給付を行うこととなりました。

これにより、全世帯の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、令和4年9月までの間に家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して速やかに現金給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第1号、物品購入契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます物品購入契約につきましては、西原村総合体育館トレーニング機器購入事業につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました承認3件、議案1件、以上合計4件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第12号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第12号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,988万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,995万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、児童を養育している一定の収入以下の世帯を対象とし、0歳から高校3年生までの子どもに対して1人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。

政府におきましては、まず1人当たり5万円分を先行いたしまして、令和3年内に現金での給付を行った上で、クーポンにより追加の5万円相当を給付する方針でありましたが、令和3年12月13日の衆議院予算委員会におきまして、本給付金に関する政府答弁において、地方の実情に応じ、令和3年内の先行分及びクーポン分を合わせました10万円分の現金給付も選択可能とされたことにより、本村におきましても令和3年内での現金10万円一括給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金5,988万1,000円

の増額補正でございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金等の増でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費5,988万2,000円の増額補正でございます。子育て世帯への臨時特別給付金関係予算等の増でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西議員。

○6番（中西義信君）6番、中西です。

この件で、一定以上の方を除いた方に対する給付とありますけれども、その一定以上の対象とする方は結構何件かあられたのかなと思って。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）中西議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問は、一定額以上の方の世帯ということでのご質問ということでしょうか。一定額以上の方というのが、数字的には手元にちょっと資料がございませんので。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）要は、おととしの申告の結果が出ているのは去年のだと思うんですよ、一定額以上の方は。おととしの申告がよかったから、おととしの経営の問題で去年の申告なわけで、ただ、去年、その方の中において、もしかして去年経営が悪い方はかわいそうだなと。法律の問題ですからどうしようもないと思うんですけれども、そこがちょっと気になりました。

○議長（山下一義君）よろしいですか。答弁。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今言われたのは、家計急変という形でのご質問かと思えます。

今回のこの子育て世帯の臨時給付金というのは、児童手当の取得制限限度額以内の方を対象にという形になっておりますので、今おっしゃるように、令和2年度分、令和3年度課税という形になっておりますので、対象の方が家計急変によってというのは、今回は対象になっていないというところでございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）要は、おととしの申告、おととしの経営の問題が去年の申告なわけで、去年の確定申告の結果の話なわけでして、要はその中において何名か分かりませんが、今おっしゃられましたけれども。その中において、

やっぱり去年経営が悪くなった方の救済が、何か少数であるならば、ちょっとでも何かできないかなという気持ちがありましたから質問をいたしました。

○議長（山下一義君）答弁は求めますか。

○6番（中西義信君）答弁あたりは、もう村長とかそちらの世界になるでしょうから結構です。

○議長（山下一義君）いいですね。

○6番（中西義信君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第12号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第6号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第13号）西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次とおり報告し、承認を求める。

令和4年2月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚開けていただきまして、専第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年12月24日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の条例等の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、それを受け本条例も令和4年1月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきますし

た。

次ページ以降に、改め文及び新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをご覧ください。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要。

承認第2号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

条例改正の趣旨、令和3年8月4日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産一時金等の支給額の内訳を見直すこととし、令和4年1月1日から施行されることとなった。これに伴い、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

主な内容につきまして、産科医療補償制度について、令和4年1月1日より当該制度の1分娩当たり掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりました。しかし、社会保障審議会医療保険部会において、昨今の少子化対策としての重要性に鑑み、出産一時金等の支給総額について42万円を維持すべきというふうにされました。産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金等の支給額の内訳は以下のとおり変更となります。

改正前40万4,000円プラス1万6,000円で42万円であったものが、改正後40万8,000円プラス1万2,000円の合計42万円。改正前後で内訳に変更はありませんが、支給総額の42万円を維持したままとなっております。

施行期日、令和4年1月1日。

経過措置として、施行期日前に出産した被保険者に係る西原村国民健康保険条例の第8条による出産一時金等の額については、なお従前の例によるというふうにしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田議員。

○4番（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

新旧対照表の中で、3万円上乗せ上限と加算するものとするということがありますが、村長が、健康保険法施行令第36条の規定を勘案しと文面がありますが、この勘案の意味はどういうことでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

申し訳ございません。その内容について把握、私のほうでしておりませんでした。失礼しました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時23分）

（午前10時32分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員の質問にお答えします。

ここで言う3万円というのは、先ほどの医療補償制度掛金1万2,000円という部分で、40万8,000円がもともと出産一時金にプラス1万2,000円と、その1万2,000円の部分がこの3万円を上限とすると、総額は42万円という形になります。医療補償制度掛金の部分の上限が3万円と、そういう意味です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

すみません、この掛金というのはどういったものになるんですか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの尾崎議員の質問にお答えします。

これは、あくまで病院が医療補償制度、多分、医療事故等が発生するおそれがあるということで、1分娩当たり病院が掛金を掛けるという分になってくるかと思えます。ですから、あくまで個人が掛金を掛けるということではありません。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）坂本です。

この出産一時金ですけれども、ほとんどの方が、これ確認なんですけれども、出産した後に請求されると思いますけれども、こちらは前に聞いたところ、出産する前でも申請すればいただけるというふうに聞いたことがあるんですけれども、そちらはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えします。

事前にもらえるというかどうかについては、ちょっとこの場では確認が取れませんのであれですけれども、近年の請求は事後請求が常になっております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）じゃ、ちょっと後で調べてお願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第13号）西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、専第1号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,140万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,136万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月14日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

政府の新型コロナウイルス感染症克服・新時代開拓のための経済対策において、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう1世帯当たり10万円の現金給付を行うこととなりました。これによりまして、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、令和4年9月までの間に家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認めら

れる世帯に対しまして速やかに現金給付を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたものでございます。

4ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加、款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

3、民生費、1、社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業2,991万1,000円。

次に、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金9,140万9,000円の増額補正でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金等の増でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費9,140万9,000円の増額補正でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係予算等の増でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専1号）令和3年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、議案第1号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西企備第3号、西原村総合体育館トレーニング機器購入事業。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、640万1,186円（税抜額581万9,260円）。

4、契約の相手方、熊本県菊池市隈府758-1、有限会社田中スポーツ店、代表取締役、田中利秀。

次のページに物品供給契約書（案）と別紙機器一覧等を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

今回は契約が640万円ということで、予定価格が700万円を超えていたのではなかろうかと思えます。参考資料も見させていただきまして、この金額の合計からしますと結構な値引きじゃなかったかなと思うんですけども、予定価格が大体どのくらいで想定されていたのかをちょっと教えていただきたい。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

予定価格のほうにつきましては、税込みで1,155万円を予定価格というふうにしておりました。ですので、この落札率につきましては55.4%になっておるという状況でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番（高本孝嗣君）55%の本当に非常に安い価格ということでございますので、村にとっては非常にいいことだと思いますけれども、この機器を見ますと、やっぱり使用される側からすれば、いろんな器具が必要かと思っております。もしよろしければ、やはりほかの町村あたりにありますトレーニングルームあたりでどの器具がということで参考にされたと思いますけれども、西原村は西原村であった器具がこれだけ55%程度に入っとるならば、もう少し設備の完備をさせていただければ、使う側としてはいいんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ、納入期限が3月31日ということでございまして、落成式が多分3月末ぐらいに予定されておったかと思えますけれども、この落成式の前にもし納入が可能ならば、並べていただきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えいたします。

一応、今回契約をしました田中スポーツ店というのは、今、益城町のほうでトレーニング機器を入れられている実績等もございまして。あと機器の種類によって、基本的に3月末を目指して納入していただくというところにしておりますが、機器によっては若干遅れる可能性も出てくるというようなお話も聞いておりますので、ちょっと落成式の話もございましたが、一応、落成式のほうを3月21日に予定をしておりますので、後で案内状はお配りするところでもございましたが、そこまでにはちょっと今の状況では厳しいのかなというところでもございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

7番議員、西口君。

○7番（西口義充君）予定価格よりも大分安く入っておりますので、一般民間からすれば、これは妥当かなと私も思っております。私の実家にあるのと同じ種類もありますけれども、まだ安く入っておりますので、業者としてこれぐらいかなと思うんですけども、やはり器具というのは、素人の方がいきなり使うというところちょっと危ない部分もございまして、最初、皆さんが使われるときに、この器具の使い方とかそういう指導をされる、その期間中の指導をお願いできる方がおられるのか、ちょっとお聞きしたいなと。購入だけで終わりで、後は適当に自分で使ってくださいでは、ちょっとけが人が出ますので、そこら辺をできるのかお伺いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今回、企画商工課のほうでは、購入という形で今進めております。今後、その機器が入りましたら、指導員等を充てて、器具運営をやっていくという形で、そちらのほうは教育委員会のほうで今考えられておるといふふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番（小城保弘君）3番議員、小城です。

今まで器具の話も出てきましたが、ちょっとこれは外れているとは思いますが、今、村民の方々がもう3月末にはあるということで、それなら、この器具を使うために幾ら払わないとなのか、金は要るのだろうか、再度すると幾らするか、まだそこまでは決めておられないかと思えますけれども、住民の人たちが体育館を使用するためには、ここはお金がかかりますよ、

ここは無料ですよというようなことをちょっと通知、宣伝ではないですけども、してもらえば、村民の方がやっぱり一番心配しておられるのはそこ思うんですよ。だから、早めにそこが分かれば、広報でもいいですから載せてもらいたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今の小城議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま言われましたように、料金等の設定につきましては、条例等の整備が必要になってまいります。ですので、今、教育委員会のほうで3月議会に向けて議案のほうを整備されておるという状況でございます。その中で、議案が通りました時点でその料金のほうが確定するという形になりますので、その後の一般への広報活動になるかと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）今回の購入自体は、少なめにするという話を前から伺っております。全体としてはもう満タンというか、ルームがいっぱいになるような造りをする場合、まだ半分ぐらいスペースがあるのか、それと予算的にはまだ相当ゆとりがあるのか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）予算は55%で落札したということで、残りの45%の予算があるということでございます。かといって、器械をむやみに増やすわけにはまいりません。一応この器械は、まず当面この器械で、今購入しているだけでやっていこうと。どれが一番必要性があるのかは今後見てから、足りない部分はまた購入するといった形で進めていくならばなというふうに思います。

先ほど料金の話も出ましたけれども、料金も今、教育委員会といろいろ話を詰めております。料金はいろいろ、全体を使う場合とこの器械を使う場合は幾らとかありますけれども、値段を設定したならば、村内の方はその半額というような形で値段を設定しようかなということ今進めておりますので、3月の議会で条例で提案させていただきますけれども、その中でまたいろんな意見があるならば言うていただければなというふうに思います。その前に、多分にも議員さんには全協か何かで説明するんじゃないかなと思いますけれども、まだ分かりませんが。私は、そういうふうに思っておりますので、またその節はよろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）私の思いとしては、現在企画さんが担当されておりますけれども、この間であるならば購入等はスムーズに行くのではないかと考えています。数年後に管轄が教育委員会になって、一般予算になっていった場

合には、そこにやっぱり査定等がいっぱい出てきて、なかなか新しい器材を増やすということに対して抵抗が出てくるのではないかと考えております、予算の問題も含めて。だから今のうち、もちろん教育委員会さんと相談しながら買える部分は、必要である部分はどんどん買ってほしいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えいたします。

この備品等の購入でございますが、この物品購入の予算につきましては一般財源でございます。これは補助事業等にはのっておりませんので、これ一般財源で、一応基金のほうを活用しながら購入をしていくというところを考えております、今後は。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和4年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

3 番議員 小 城 保 弘

4 番議員 堀 田 直 孝